

土砂基準(土壌の汚染)

項目	溶出基準	含有量基準
1 クロロエチレン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること	—
2 四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること	—
3 1,2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること	—
4 1,1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.1mg以下であること	—
5 1,2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること	—
6 1,3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること	—
7 ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること	—
8 テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること	—
9 1,1,1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき 1 mg以下であること	—
10 1,1,2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること	—
11 トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること	—
12 ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること	—
13 カドミウム及びその化合物	検液 1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつきカドミウム 150mg以下であること
14 六価クロム化合物	検液 1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること	土壌 1 kgにつき六価クロム 250mg以下であること
15 シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌 1 kgにつき遊離シアン 50mg以下であること
16 水銀及びその化合物	検液 1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kgにつき水銀 15mg以下であること
17 セレン及びその化合物	検液 1Lにつきセレン0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつきセレン 150mg以下であること
18 鉛及びその化合物	検液 1Lにつき鉛0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき鉛 150mg以下であること
19 砒素及びその化合物	検液 1Lにつき砒素0.01mg以下であること	土壌 1 kgにつき砒素 150mg以下であること
20 ふっ素及びその化合物	検液 1Lにつきふっ素0.8mg以下であること	土壌 1 kgにつきふっ素 4,000mg以下であること
21 ほう素及びその化合物	検液 1Lにつきほう素 1 mg以下であること	土壌 1 kgにつきほう素 4,000mg以下であること
22 シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること	—
23 チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること	—
24 チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること	—
25 ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	—
26 有機りん化合物	検液中に検出されないこと	—

※土砂基準・・・埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準